

主な内容

特集 ..... 1~2  
なくそう! 受動喫煙

トピックス ..... 3~4  
●新型コロナウイルス  
正しい知識で、正しく防ぐVol.3 など

すこやかハート北九州 ..... 5  
情報ステーション ..... 6~11  
\*最終ページは人口データと若松区の情報

関連情報は  
3 ページへ

~新型コロナウイルス感染拡大防止のために~

- 「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持ちましょう。
- マスク、手洗い、人との距離、3密の回避など、「新しい生活様式」を実践しましょう。

北九州市新型コロナ  
ウイルス相談ナビダイヤル  
☎0570・093・567  
☎522・8775

ご存じ  
ですか?

## たばこの「新ルール」

### 特集 なくそう! 受動喫煙

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこの立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。この望まない受動喫煙をなくすための新しい喫煙ルールを定めた改正健康増進法が、4月1日から全面施行されています。多くの施設は屋内が原則禁煙となり、喫煙室を設ける場合も細かいルールが定められました。

喫煙は、たばこを吸う人はもちろんのこと、吸わない人にとっても大きな健康リスクとなります。新しい喫煙ルールをしっかりと守り、受動喫煙のないまちを目指しましょう。



### 改正健康増進法の5つのポイント

1 多数の人が利用する施設は、原則として屋内禁煙です



飲食店やホテル、駅などは屋内禁煙。学校、病院、行政機関などは原則敷地内も禁煙。加熱式たばこもNGです。

2 喫煙室の設置方法にも、ルールがあります



煙が他の部屋に流れないように、壁や天井で区画する、換気扇を設けるなど、一定の決まりがあります。

3 喫煙室を設置する場合、標識の掲示が必要です



喫煙室の出入り口だけでなく、施設の主な出入り口にも掲示が義務付けられました。

4 喫煙エリアへの20歳未満の立入は禁止です



喫煙エリアへは喫煙を目的としない場合でも、20歳未満の人は立入禁止です。

5 「経過措置」を受ける小規模飲食店は、市への届け出が必要です



既存の小規模飲食店(※)は当面の間、店内の全部または一部で喫煙させることができますが、届け出をし、標識を掲示する必要があります。

ルールを理解し、守ることで望まない受動喫煙をなくし、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。皆さんのご協力をよろしくお願いします。



喫煙可能の掲示がないのに灰皿が...!!  
そんな時は本市健康推進課  
☎582・2018にご連絡を。

(義務違反時には指導、命令、罰則などが適用されることがあります。)

詳しくは2ページに続きます

※ 既存特定飲食提供施設の要件  
●令和2年4月1日時点で営業している飲食店であること  
●中小企業法における定義などから資本金5,000万円以下であること  
●客席面積100平方メートル以下であること